



平成 30 年 3 月 28 日

各 位

会社名 アミタホールディングス株式会社
代表者 代表取締役会長兼社長 熊野英介
(コード番号：2195 JASDAQ)
問合せ先責任者 取締役 清水太朗
TEL (03) 5215-7766 (代表)

新株式発行の差止仮処分の決定に関するお知らせ

平成 30 年 3 月 14 日付「株主による新株式発行の差止め仮処分の申立てに関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社が平成 30 年 2 月 26 日開催の取締役会で決議した普通株式 177,800 株の発行(以下、「本新株式発行」といいます。)につき、平成 30 年 3 月 12 日付で、当社株主である株式会社山崎砂利商店から、本新株式発行の差止仮処分の申立て(以下、「本申立て」という。)がなされておりましたが、本日、京都地方裁判所において差止仮処分の決定がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決定に至った経緯

当社は、平成 30 年 2 月 26 日開催の取締役会において、平成 30 年 4 月 2 日を払込期日として、本新株式発行を行うことを決定しております。

これに対し、株式会社山崎砂利商店は、平成 30 年 3 月 12 日、京都地方裁判所に本申立てを行いました。本日、京都地方裁判所は、本新株式発行は著しく不公正な方法によるものであるとして、差止仮処分の決定を言い渡しました。

2. 決定があった裁判所及び年月日

- (1) 決定がされた裁判所 京都地方裁判所
- (2) 決定があった年月日 平成 30 年 3 月 28 日

3. 本申立てをした株主の概要

- (1) 氏名 株式会社山崎砂利商店
- (2) 住所 滋賀県大津市大津四丁目 7 番 6 号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 山崎 公信
- (4) 所有株式数 267,400 株 (所有比率：22.86%) (平成 29 年 12 月 31 日現在)

4. 決定の内容

- (1) 債務者(当社)が平成 30 年 2 月 26 日の取締役会決議に基づき現に手続中の普通株式 17 万 7800 株の新株の発行を仮に差し止める。
- (2) 申立費用は債務者(当社)の負担とする。

5. 今後の方針及び見通し

対応については弁護士等と協議中であり、保全異議の申立て等を行うことを検討しております。
開示すべき事項が生じましたら適切に開示を行ってまいります。

以 上